医療用個人防護具流通在庫備蓄管理業務仕様イメージ

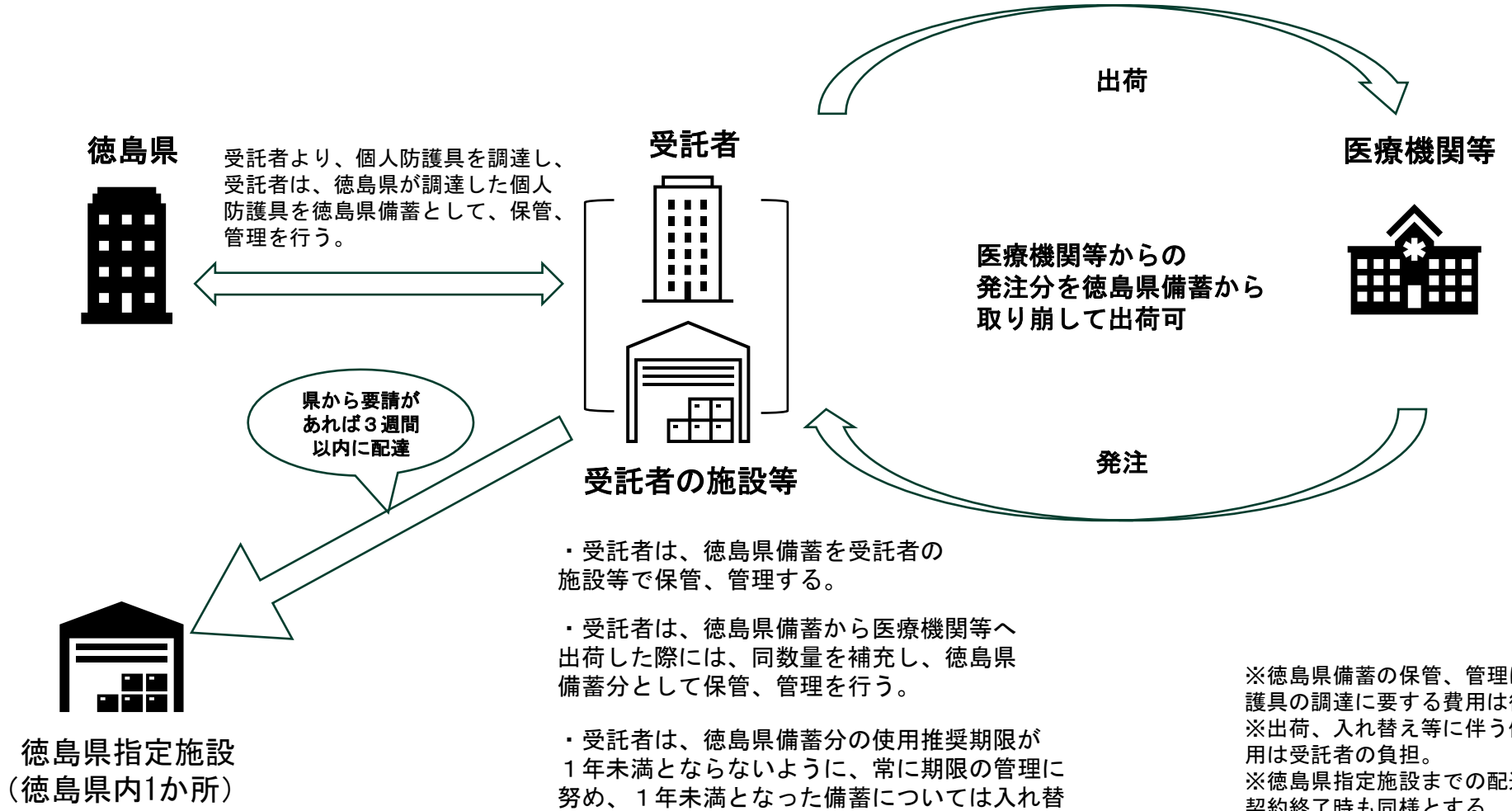

・受託者は、徳島県備蓄を受託者の施設等で保管、管理する。

・受託者は、徳島県備蓄から医療機関等へ出荷した際には、同数量を補充し、徳島県備蓄分として保管、管理を行う。

・受託者は、徳島県備蓄分の使用推奨期限が１年未満とならないように、常に期限の管理に努め、１年未満となった備蓄については入れ替えを行う。

※徳島県備蓄の保管、管理に要する費用及び初回の個人防護具の調達に要する費用は徳島県が負担。
※出荷、入れ替え等に伴う個人防護具の補充等に要する費用は受託者の負担。
※徳島県指定施設までの配達に要する費用は受託者の負担。契約終了時も同様とする。